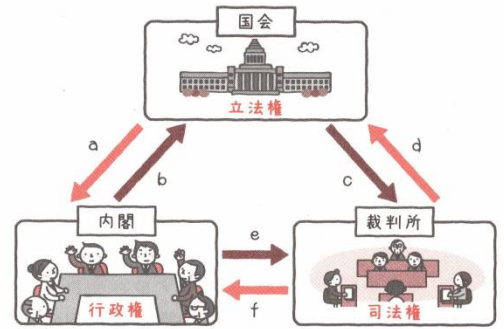


やさしい中学公民 5-1 チェック問題 氏名

- (1) 日本国憲法では、独裁を防ぐため[①]のしくみが認められている。また権力を国だけでなく都道府県など地方公共団体にも与えている。これを[②]という。
- (2) 国会は[① 行政権 / 司法権 / 立法権]、内閣は[② 行政権 / 司法権 / 立法権]、裁判所は[③ 行政権 / 司法権 / 立法権]を持っている。
- (3) 右図のa~fに入る言葉を、下の語群から選ぶと、aは[①]、bは[②]、cは[③]、dは[④]、eは[⑤]、fは[⑥]である。

<語群>

- ・ 違憲立法審査(法律が憲法に違反していないか?)
- ・ 行政処分の違憲違法審査(行政が憲法に違反していないか?)
- ・ 裁判官の弾劾(問題のある裁判官をやめさせる)
- ・ 衆議院の解散
- ・ 最高裁判所長官の指名
- ・ 内閣総理大臣の指名



(1)① 三権分立	(1)② 地方自治	(2)① 立法権
(2)② 行政権	(2)③ 司法権	(3)① 内閣総理大臣の指名
(3)② 衆議院の解散	(3)③ 裁判官の弾劾	(3)④ 違憲立法審査
(3)⑤ 最高裁判所長官の指名	(3)⑥ 行政処分の違憲違法審査	

やさしい中学公民 5-2 その 1(p89~100)チェック問題 氏名

- (1) 国会を構成する2つの議院とは〔① と 〕である。国会は国権の〔② 機関〕であり、国の唯一の〔③ 機関〕である。
- (2) 国会の仕事は次のとおりである。〔① 〕を制定すること、国会議員の中から〔② 〕を指名すること、衆議院による内閣信任・不信任の決議、〔③ 〕の発議。裁判官を裁判するための〔④ 〕を設けること、内閣が作成し提出した〔⑤ 〕の審議と議決、内閣が外国と調印した〔⑥ 〕を承認すること、などである。また内閣などが正しい政治を行っているか調査するために情報を集めるための権限である〔⑦ 権〕も持っている。
- (3) 国会は2つの院で構成されている。これを〔① 制〕という。現在の日本において国会は〔② 衆議院と貴族院 / 衆議院と参議院 〕で構成されている。
- (4) 衆議院と参議院では〔① 衆議院 / 参議院 〕の優越が認められている。議員数は、衆議院が〔② 人〕、参議院が〔③ 人〕である。任期は、衆議院が〔④ 年〕、参議院が〔⑤ 年〕である。被選挙権は、衆議院が満〔⑥ 歳〕以上、参議院が満〔⑦ 歳〕以上である。
- (5) 〔① 衆議院 / 参議院 〕の優越が認められているのは、「〔② 〕が短く、〔③ 〕があるため、国民の意思をより正確に反映できるから」である。また「条約の承認、内閣総理大臣の指名、法律の制定、予算の議決」を緊急性の高い順に並べると〔④ → → → 〕となる。

(1)① 衆議院と参議院	(1)② 最高機関	(1)③ 立法機関
(2)① 法律	(2)② 内閣総理大臣	(2)③ 憲法改正
(2)④ 弾劾裁判所	(2)⑤ 予算案	(2)⑥ 条約
(2)⑦ 国政調査権	(3)① 二院制	(3)② 衆議院と参議院
(4)① 衆議院	(4)② 465人	(4)③ 248人
(4)④ 4年	(4)⑤ 6年	(4)⑥ 25歳
(4)⑦ 30歳	(5)① 衆議院	(5)② 任期
(5)③ 解散	(5)④ 内閣総理大臣の指名→予算の議決→条約の承認→法律の制定	

やさしい中学公民 5-2 その 2(p100~115)チェック問題 氏名

- (6) 選挙制度について定めてある法律は[① 法]である。国民が政治に参加する方法として、政党ではないが政治に大きな影響力を持つ団体である[②]に加入する方法もある。
- (7) 政治や社会のさまざまな問題について多くの人が共有する意見を[①]という。同じ考えを持つ人々の政権の獲得や政策実現を目指す政治団体のことを[②]という。そのうち政権を担当するものを[③]、担当していないものを[④]という。1955年から1993年まで日本の国会は、政権握る自由民主党と、日本社会党の2大政党が議会で対立する政治体制だった。これを[⑤]という。
- (8) 選挙の原則は次のものがある。財産や性別などで差別されず一定の年齢に達したすべての国民に選挙権が与えられる[① 選挙]。だれがだれに投票したのかわからないようになっている[② 選挙]。1人1票の投票をする[③ 選挙]。有権者が候補者に対して直接投票する[④ 選挙]。選挙の問題点として、人口の多い選挙区ほど1票の価値が低くなる[⑤]の問題などがある。
- (9) 1つの選挙区から1人の代表者を選ぶ選挙の方法を[① 制]という。それぞれの政党の得票率に応じて議席を配分する選挙の方法を[② 制]という。衆議院の選挙では、これらを組み合わせて代表者を選出する[③ 制]がとられている。
- (10) ドント式では、議員定数6名の選挙で次の結果の場合、A党の当選者は[① 名]、B党の当選者は[② 名]、C党の当選者は[③ 名]、D党の当選者は[④ 名]である。

A党	B党	C党	D党
3000票	1200票	1800票	800票

- (11) 比例代表制では、低い得票率でも議席を得やすいため、多くの[①]ができてしまう問題がある。一方で小選挙区制では、落選した候補者に投じられた票である[②]が多くなる問題がある。

(1)① 公職選挙法	(1)② 利益団体(圧力団体)	(2)① 世論
(2)② 政党	(2)③ 与党	(2)④ 野党
(2)⑤ 55年体制	(3)① 普通選挙	(3)② 秘密選挙
(3)③ 平等選挙	(3)④ 直接選挙	(3)⑤ 1票の格差
(4)① 小選挙区制	(4)② 比例代表制	(4)③ 小選挙区比例代表並立制
(5)① 3名	(5)② 1名	(5)③ 2名
(5)④ 0名	(6)① 政党	(6)② 死票

やさしい中学公民 5-2 その3(p115~120)チェック問題 氏名

(12) 国会の種類には次のものがある。毎年1月に召集され、おもに次年度の予算を審議する〔①〕。衆議院の解散による総選挙の日から30日以内に召集され、新たな内閣総理大臣を選ぶ〔②〕。内閣が必要と認めるとき、または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったとき召集される〔③〕。また衆議院の解散中に緊急の必要があるとき、参議院の〔④〕が開かれる。

(13) 国会の意思が決定される場である本会議では、定足数は総議員の〔① 3分の1/2分の1/3分の2〕以上の出席とされている。また法律ができるまでの流れは次の通りである。内閣や国会議員から法律案が出される。衆議院か参議院のどちらかに送られる。〔②〕で審議される。必要あれば専門家を招いて意見を聞く〔③〕も開かれる。その後〔④〕で議決されたら後の議院に送られ、同じ流れで議決される。衆議院でも参議院でも可決されれば、正式に法律となり、〔⑤〕が公布する。衆議院で可決、参議院で否決の場合は、必要なら意見を合わせるための〔⑥〕が開かれる。それでも一致しなければ、衆議院で出席議員の〔⑦ 3分の1/2分の1/3分の2〕が再び可決すれば、法律として成立する。

(1)① 通常国会(常会)	(1)② 特別国会(特別会)	(1)③ 臨時国会(臨時会)
(1)④ 緊急集会	(2)① 3分の1	(2)② 委員会
(2)③ 公聴会	(2)④ 本会議	(2)⑤ 天皇
(2)⑥ 両院協議会	(2)⑦ 3分の2	